

第 5 回企業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 20 年 6 月 13 日 (金) 13:30 ~ 15:56
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 3 階 第 1 会議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、高木臨時委員、西郷専門委員、
塩路専門委員、菅専門委員、高田専門委員
審議協力者 (内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、
東京都、大阪府)
調査実施者 (高見経済基本構造統計課長、荒井産業統計室長ほか 2 名)
事務局 (吉田国際統計企画官ほか 3 名)
- 4 議 題 経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス - 基礎調査の計画の承認等について

5 議事録

美添部会長 ただいまから第 5 回企業統計部会を開催いたします。

本日の議題は、前回に引き続いて経済構造統計の指定及び平成 21 年に実施される経済センサス - 基礎調査の計画の承認等についてです。

初めに、本日の配付資料及び前回部会に出された意見等につきまして、事務局の吉田企画官から説明をお願いします。

吉田企画官 それでは、確認させていただきます。

(配付資料確認)

前回の部会での概要ということで、参考 1 をご覧ください。前回は計画の説明をさせていただきました。その後、各先生方から御意見をフリートークという形で出していただきました。整理いたしますと、産業分類関連について、行政記録の活用関連について、調査実施体制、本社一括調査の導入について、集計関連、2 次統計調査への影響、その他といった整理ができるかと思いますが、一番多かったのが産業分類についてということで 1 枚目ですが、今回、日本標準産業分類の改定に伴いまして、事業所の産業を決定するに当たっての基本的な考え方を付加価値によって行うということが明記されたということで、それについて大丈夫なのかといった御意見がたくさん出されたかと思います。

産業格付けをする際の付加価値に代わる代替指標も、今回従業者数ということですが、日本標準産業分類の一般原則の記述では一番最後になっているけれどもなぜなのだろうかという御質問や、今回の調査の格付けの手順が工業統計調査の方法とどの程度異なるのかとか、格付けの連続性を考えて設計すべきといった御意見。

それから、今回の調査の格付けの手順は、工業統計調査と異なると。今回の調査で分類格付けが大きく違うのであれば、平成 23 年の経済センサス - 活動調査のための名簿としての価値が下が

るのではないかといった御意見等々ございました。

それから、行政記録の活用につきましては、今回、登記簿情報を活用して名簿の整理をするということでございますけれども、そこで使う登記簿情報は、いわゆる入りはわかるけれども、出がわからないといったことで、確度が低いが大丈夫か。ほかに確度の高い情報はないのか、雇用保険とか税務情報といった活用できる行政記録はほかにあるのではないかといったことについても検討すべきといった御指摘もございました。

それから、体制関連では今回、そういった名簿情報の整理をいろいろな形で工夫したということで、従来の事業所・企業統計調査に比べて、調査客体が大幅に増えることが見込まれるが、今の体制で調査はうまくいくのか、大丈夫かという御意見。

それから、今回、本社一括調査の導入ということで実施するわけですが、本社が傘下支所・支店の情報をどこまで書けるのかといった御指摘もございました。

集計関連につきましては、今回の調査で新たに追加した調査事項について、有効な集計計画となっているのかといった御意見。

それから、2次統計作成への影響ということで、商業統計調査とかサービス業基本調査といった調査を2年後の平成23年調査に含めて調査するというので、これらを使って作成される2次統計への影響はないのかといった御懸念もいただきました。

その他ということですが、第1次試験調査によってどういう知見が得られたのか、あるいは第2次試験調査の実施に向けた狙いは何なのかということで、試験調査に係る御質問がございました。

以上です。

美添部会長 どうもありがとうございました。

資料等の過不足があれば、御確認をお願いします。

ただいま事務局から説明がありましたとおり、参考2として論点メモを配付してあります。これは前回出された意見を踏まえて事務局と整理したものです。ここには、今回諮問された4つの事項、つまり1番目が経済構造統計の指定、2番目が経済センサス - 基礎調査の計画の承認、3番目が事業所・企業統計調査の中止、4番目が商業統計調査実施時期の変更、が含まれています。この論点メモに沿って審議したいと考えておりますが、いかがでしょうか。追加すべき意見がありましたらお願いいたします。

特段ないものと思われるので、この論点メモに沿って審議を始めることにいたします。なお、途中で気がついた論点等がありましたら、その時点でも結構ですでお知らせください。

審議の時間配分ですが、まず、1の構造統計調査の指定について、2の(1)本調査の目的・役割までを一つのまとまりと考えますと、ほぼ議論が整理できると見込まれますので、約15分を予定しております。調査計画の各論になる2の(2)調査事項と(3)調査方法について、本日はここまでを予定して約80分を想定しています。(4)と(5)、については、審議状況にもよりますが、次回の部会で審議することにします。

それでは、論点メモの「1 経済構造統計の指定」について確認したいと思います。まず、基本的な考え方が資料として提示されています。資料1 - 1について、高見課長と吉田企画官からそれぞれ説明をお願いします。

総務省（高見課長） それでは、資料 1 - 1 の 1 ページ目をご覧いただきたいと思います。

経済構造統計の意義については、前回の御説明の中に一通り含めたつもりでございますけれども、改めて御説明したいと思います。

経済構造統計の設置に当たりまして、これまで産業を対象とする大規模統計調査がバラバラに行われていたということから、全産業をカバーする統計がない、あるいは第 3 次産業に関する統計が必ずしも十分でないといったような問題、それから、SOHO などの調査員調査ではなかなかうまく把握できない事業所の増加といったことが問題点としてありまして、それを解消することが必要とされてきたというわけでございます。そのため、閣議決定あるいは政府内の申合せ等により経済センサスを創設することにされたものです。

その後の検討によりまして、この経済センサスを 2 段階に分けて実施する。1 段階目として平成 21 年に事業所・企業の捕捉に重点を置いた調査として経済センサス 基礎調査、そして、2 年後に経理項目の把握に重点を置いた活動調査を行うこととされたところでございまして、これによりまして、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計ができるといった意義があると考えてございます。

更に、既存の関連する大規模統計調査の統廃合等も併せて行うことになっておりますので、そういった観点で統計全体の簡素・合理化といったことも図ることができると考えてございます。

以上です。

吉田企画官 2 つ目ですが、今回の経済構造統計と平成 23 年に実施されます経済センサス - 活動調査によって作成される統計との関係は整理されているかということでございます。先ほど高見課長からの御説明の中にもございましたけれども、経済センサスは平成 21 年に実施する事業所・企業の捕捉に重点を置いた調査、今回、審議をお願いしております経済センサス - 基礎調査と、当該調査によって得られました情報を有効に利用して、平成 23 年に実施する経理項目の把握に重点を置いた調査、経済センサス - 活動調査の 2 つの調査からなると政府部内で整理されたということでございます。これは平成 18 年 3 月 31 日に経済センサスの創設に関する検討会の中で決定された「経済センサスの枠組みについて」、「枠組み」と言っておりますけれども、その中で決定されているものでございます。

これを踏まえまして今回、指定統計調査として実施すること、それから、その調査結果によって作成する経済構造統計を指定統計として指定することについて、統計委員会に諮問し、御審議をいただいているところでございます。

これは昨年 5 月に公布されました改正統計法の全面施行が平成 21 年 4 月 1 日以降であるということから、今回の諮問手続が現行統計法の枠組みのもとで行う手続ということによるものでございます。言い換えますと、現行の統計法では、指定統計をまず指定し、次いでその統計を作成するための調査について承認を行うという手順になるので、指定統計調査と指定統計と 1 対 1 の関係になるということ整理してございます。

一方、平成 23 年に実施いたします経済センサス - 活動調査につきましては、事業所・企業が活動している産業に適した調査票を配り分けることが必要ということで、経済センサス基礎調査の実施によって得られた調査結果も踏まえて策定する実施計画を平成 22 年度早々に改めて統計委員会にお諮りして、御審議をいただくと。この平成 23 年調査に係る統計委員会での審議といいま

すのは、経済センサス - 基礎調査のみを反映させた経済センサス - 活動調査の結果によってつくられる統計、いわゆる経済構造統計の基幹統計としての適否ですとか、活動調査の計画が基幹統計調査の計画として適当か否かといった審議を行うこととなりますので、そこは整理をされているのかなと考えております。

美添部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、意見等お願いします。よろしいでしょうか。前回は議論されましたし、明確な回答だと思います。特段異議がないようですので、次の論点に移ります。

参考2の「2 経済センサス - 基礎調査の計画の承認」について。(1)本調査の目的・役割ですが、資料1 - 2について高見課長から説明をお願いします。

総務省(高見課長) それでは、資料1 - 2について御説明します。

これについても前回の御説明の中でした部分もございましたけれども、改めて御説明いたします。今回の経済センサス基礎調査の目的としましては、先ほども申しましたように、母集団情報を整備する、事業所の捕捉に重点を置いたセンサスを行うことにしてございます。

この具体的な目的としましては、事業者母集団データベースなどの母集団情報を整備する。それから、我が国におきます事業所・企業の基本的構造、産業別の構造ですとか、従業者規模の構造といったものを全国あるいは地域別に明らかにするというのを目的としています。この調査の結果は当然、各種統計調査の母集団情報として使っていただくということになりますが、勿論、平成23年に実施予定の経済センサス活動調査の母集団情報ともなるということでございます。

この母集団情報としての精度向上を従来以上に図るために、本社一括調査によって調査を行う、あるいは行政記録の活用によりまして、調査員調査で把握困難な事業所を捕捉するといったことを今回新たに行うこととしてございます。

それから、統計としての利用に関しましては、今のところ法令に基づく利用としましては、地方消費税の配分基準に使用されるということが想定されておりますし、そのほか国・地方公共団体への各種行政施策に利用する、あるいは国民経済計算の推計に利用するといった統計としての利用も想定されているところでございます。

美添部会長 どうもありがとうございました。

ここまで含めていかがでしょうか。一体のものとして考えておかしくはないという認識でよろしいでしょうか。意見がございましたら後でいただきますが、今の段階で異議はないものと認めます。

2の(1)の ですが、政府部内の累次の先ほど説明した会議における指摘事項に対応したのとなっているかどうか。前回指摘された事項等について、行政記録の活用や本社一括調査の導入などが調査計画に盛り込まれているところは今の説明でおわかりになっていると思います。この論点メモの点につきまして、意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

盛り込まれているという点については異議がないものと思いますが、個別の問題について、例えば、本社一括調査の是非あるいは精度等については個別に質問が出ておりますので、それについては以下の具体的な問題で対応することにします。

基本的な目的・役割については、以上の説明のとおりで特段の異議はないものと認めますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

美添部会長 ありがとうございます。

では、本日、残りの時間を2の(2)と(3)に使いたいと思います。まず、(2)調査事項ですが、最初に、平成18年3月に取りまとめられた経済センサスの枠組みについて。これは経済センサス(仮称)に関する検討会で、学識経験者及び関係府省等によって構成されたものです。この検討会において経済センサス-基礎調査は、これまでの事業所・企業統計調査の機能及び役割を引き継ぐものとされています。諮問事項の ですが、事業所・企業統計調査の中止という点にも関連します。具体的な調査内容に入る前に、調査の全体像を把握する必要があると考えます。これまでの事業所・企業統計調査に比べ、経済センサス-基礎調査では、具体的にどのような点が引き継がれ、何が充実されるのか、実施部局から資料が提出されております。この点につきまして、高見課長から説明をお願いいたします。

総務省(高見課長) それでは、資料2-1に基づいて、事業所・企業統計調査と経済センサス基礎調査の主な相違について比較した結果を御説明いたします。

調査は、民営事業所を対象とする甲調査、国・公営の事業所を対象とする乙調査に分かれますけれども、乙調査についてはほとんど変更点がございませんので、甲調査についてのみ説明いたします。

まず、調査の対象は、基本的に概念としては同じでございます。全国のすべての事業所・企業を対象とする点では同じでございますが、事業所・企業統計調査では調査員が現地で確認できたものだけに実態上は限られていたという部分がございますけれども、今回はそれに加えて、商業登記、法人登記に記載の法人も対象に加えることとしてございます。その結果、100万強の事業所が対象として加えられるということになります。

ただ、増加しました百数十万につきましては、登記データに存在するものということございまして、実際に事業所が存在するかどうかはこれからチェックして、また現地で確認してということになりますので、最終的にこの事業所数全部が調査対象になるとは限りません。

調査の流れについては、これまでは調査員調査ですべて行っておりましたけれども、支所数が一定規模以上の事業所については、役所側が直接調査するという方法をとります。市町村、都道府県、総務省、それぞれが分担するという計画になってございます。

調査票の種類につきましても、今、事業所・企業統計調査は、甲調査は甲調査で1種類の調査票でしたが、今回は支所のためだけの調査票も用意しますので、調査票A、Bという2種類、それから、調査員が新設の支所を見つけたときに配るものとして、本社等確認票を予定しております。

調査票の媒体につきましても、事業所・企業統計調査では紙でしたが、今回は紙以外に、調査の流れで言います については電子媒体あるいはオンラインによる調査を、客体の希望に応じて利用するというのを計画してございます。

調査事項について別紙と書いてありますが、次のページにございます。基本的にフレームを整備する調査ということで、調査事項についても事業所・企業統計調査の多くを引き継いだ形となっております。変更点だけを申しますと、事業所・企業統計調査で「事業所に関する事項」に経営組織とありますが、実際の調査は従来と同じですが、これは事業所ごとに調査するのではなく

て、企業全体について1回答するというので、企業に関する事項の方に移しております。

それから「事業所に関する事項」の下にあります本・支の別、本所の名称、所在地等については、本社一括調査をとるということによって自動的に要らなくなる調査事項です。

それから、「企業等に関する事項」については、新しく調査することとしている事項が下の2つ、決算月、持株会社か否か、です。これは、それぞれ母集団情報としてのニーズが大きかったということ、あるいは産業分類の改定に伴って必要になったということ、これも前回御説明申し上げたとおりでございます。

一方で、廃止した項目が3つございまして、登記上の会社成立の時期、これは登記データで把握可能ということで、あえて調査する必要はないということでございます。それから、5年前から見た分割・合併等の状況については廃止してございます。それから、電子商取引の状況についても、調査を母集団情報に特化するということで調査しないものとしてございます。

調査票の配布・回収方法につきまして、これまで事業所単位で調査員が配っていたものを、本社一括調査にして調査員がやる分と、役所から直接郵送などにより調査する方法を併用するということでございます。

本社一括調査に伴いまして、支所数の大きい企業にとりましては記入負担が大きくなる、あるいは調査の依頼でも恐らく時間がかかるということがございますので、配布・収集の期間についても、
については調査員調査よりも長めにとるということをしてございます。

最後の点は、これまでの説明になかったところでございますけれども、コールセンターを国に一括して置くことによりまして、調査員あるいは地方公共団体の負担を軽減して、単純な質問については、まとめてこちらで引き受けるというやり方をしたいと思っております。

以上です。

美添部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、意見等をいただきたいと思えます。

メモをとって確認し損なったんですが、別紙の調査事項で中止するものが3つある。その中の平成13年10月2日以降の会社の合併・分割等の状況を廃止する理由を説明していただけますか。

総務省(高見課長) ここは、実は廃止したというよりは、平成21年経済センサスの調査事項を決めるに際しましては、実は平成18年3月に取りまとめられました「枠組み」を出発点に検討を開始してございます。その枠組みをまとめるに際して、平成21年調査を母集団情報に特化するという観点から、合併・分割の状況あるいは電子商取引の情報の状況、もう一つは親会社・子会社の有無等については特別に調査すべき事項の中に入っていなかったところでございます。それを基に検討会をした結果、親会社・子会社については母集団情報としても有用であろうということで、枠組みの時点から逆に追加したというものでございます。

美添部会長 確認が不十分で失礼しました。合併・分割等の状況は母集団情報よりも個別の情報であると判断されたということですね。わかりました。

それでは、今、御説明いただいた資料2-1につきまして、意見・質問等をお願いします。いかがでしょうか。

菅専門委員 微妙に文言が違うところがあるんですが、まず、真ん中のところで「企業等」とい

うのが経済センサスの方でして、右側は「企業」となっておられると。また、中段を見ますと「法人」と「会社」という使い分けをなさっているんですが、これは使い分けなのか、単に同じものを指しているのかということについてお伺いしたいんですが。

美添部会長 どの辺をご覧になっていますか。

菅専門委員 申し訳ございません、別紙の真ん中辺りです。

総務省(高見課長) ここでは企業は会社のみを指しています。ですから、株式会社、合同会社、合資会社という会社法で言うところの会社プラス相互会社を対象として調査した事項ですが、今回は会社以外の法人についても同じ調査事項を調査しようと考えていますので、若干範囲が広がったということになります。したがって、「企業」が「企業等」になり、「会社」という用語は「法人」という用語に変えてございます。

美添部会長 「会社」と言うときは、会社法による会社以外も含めているのですか。

総務省(高見課長) 相互会社が会社法の会社ではないので。

美添部会長 今回の調査では、そこに厳密な定義は要らないということですね。

総務省(高見課長) それも含めて、それ以外の法人も調査対象に加えるということです。

美添部会長 すべての法人と理解してよろしいですね。

ほかにございませんか。順番に見ていきますが、調査の対象が570万と700万となっているので130万の差がありますが、法人の登記情報ですべてが存在するとは限らないということから、予測は約100万という表現をされているようです。これにつきましては、前回は調査の負担との関連で確認しておりますが、よろしいでしょうか。

その次の調査の流れで、支所数によって今回は調査の役割分担がある。総務省から都道府県、市町村、調査員と分かれております。このような整理で異議はないでしょうか。

その次に、調査票が調査票A、B、本社等確認票に分かれる。これは調査の流れに対応した結論です。これについてもよろしいでしょうか。

「調査票の媒体」として、電子媒体やオンラインを今回導入するということですが、先ほどの説明によると本社に向けて可能とする媒体である。単独事業所であれば本社のみとなるので、オンラインや電子媒体は認められるという理解でよいのでしょうか。

総務省(高見課長) 調査員が調査する分については紙に限定して、それ以外についてはすべて相手側の希望に応ずるということです。ですので、本社であっても支所数が少ないところは紙でお願いするということになります。それから、行政記録から新たに把握した法人についても、仮に事業所数が多い場合であっても調査員に調査してもらいますので、紙で調査していただくということになります。

美添部会長 準備調査名簿という言い方がどうか分かりませんが、名簿において調査員が調査するとされた事業所・企業に関しては、紙だけの媒体とするということですね。この点いかがですか。これは相手の希望によって選択させるということでしたね。市町村、都道府県、国が最初にこの調査について案内する段階で回答方法を確認すると。

総務省(高見課長) 最初に郵便で調査の概要と、調査票の見本を送りまして、こういった内容でこういうことについて書いてもらいますという説明書を送って、何で答えたいですかという葉書を送り返していただきます。それに従って媒体をお送りするということを考えています。

美添部会長 よろしいでしょうか。

塩路専門委員 葉書が返ってこなかったらどうなるんですか。

総務省（高見課長） 電話で全部確認します。

美添部会長 届かなくて返ってくる場合と、届いたけれども未回答という場合はどのような扱いですか。

総務省（高見課長） 平成 18 年調査の対象となっていたところで、平成 18 年調査で書かれた所在地に送るので、届かないというケースはかなり稀だと思っていますが、届かなかった場合は事業所がなくなったと判断するしかないかと思っています。

美添部会長 登記情報で新たに捕捉された企業・事業所に対しては。

総務省（高見課長） 調査員が行きますので、調査の時点で郵送するということにはなりません。

美添部会長 以上の確認でよろしいでしょうか。ほかに何かありますか。

塩路専門委員 葉書が届かなかったとしても、必ずしも事業所がなくなったとは限らないような気がするんですが。なくなったと考えて名簿から外して構わないんですか。

総務省（高見課長） 例えば、同じ場所にあるけれども名称が変わったとか、そういった場合は実は調査員も現地に行って新設事業所として把握するはずで、そこで改めて調査員が調査票を配りますので、漏れることにはならないと考えております。

美添部会長 技術的な問題がかなり複雑だと思いますが、その場合でも事業所の開設時期は捕捉できるので、単なる名称変更か、経営者まで変わった新設・廃業かはわかるという仕組みですね。

そのほかの事項はいかがでしょうか。調査票の配布・回収方法、期間については調査員以外の流れについて期間を延長するということが記されております。

最後に、コールセンターを設置するという提案がありました。これは調査員、都道府県の負担を軽減するためには有効と思われるんですが、これについて具体的にどのような運用をされるのか御説明いただけますか。

総務省（高見課長） まだ詳細が詰まっているわけではないのですが、調査の場面でいろいろ客体から想定される質問をあらかじめ用意しておきまして、それを民間企業に外注したコールセンターにおいて照会対応をしていただくということをご予定しています。

美添部会長 同じような方法の経験は、どのくらい蓄積があるものですか。

総務省（高見課長） 過去の経験では、昨年実施しました就業構造基本調査の経験がございます。

美添部会長 そのときは有効に活用できたということですね。

総務省（高見課長） はい。

美添部会長 いかがでしょうか。都道府県でもコールセンターを活用することで負担の軽減が見込まれると思いますが、よろしいでしょうか。

東京都 設置していただくということについては勿論ありがたいことだと思っておりますので、機能の充実について、またお願いしたいと思っております。

美添部会長 その点よろしく願いいたします。

ほかに質問等ございませんでしょうか。

それでは、次の論点に移ることにいたします。次は(2)調査事項及び(3)調査方法。調査内容にかかわる事項につきましては、前回の部会において委員及び審議協力者の方々からさまざまな

意見が出されております。具体的に事務局で整理して3つに分けました。1番目は、産業分類の格付けにかかわる意見。事業所・企業統計調査と経理項目を調査してきた商業統計調査及び工業統計調査において、事業所の格付けの手順が異なっている。そのため、分類格付け情報である付加価値の把握にかかわる情報として、従業者数が適切であるかという点が一番多く質問された点です。

2番目の事項として、試験調査に係る意見がありました。昨年9月に第1次試験調査が実施されておりますが、そこで得られた知見は何か、それを踏まえて第2次試験調査が計画されている、その狙いは何かを確認したい。

3番目としては、行政情報についての意見が幾つか出ております。準備調査名簿を事業所・企業の捕捉のためにどのように整理できるかという点が重要である。そのため、行政情報を含めた具体的な情報が確認されるべきであるという点です。

これらの意見を踏まえて、事務局の整理としまして、まず、昨年9月に実施された第1次試験調査の結果概要について報告していただき、得られた知見と第2次試験調査に向けた狙いを紹介してほしい。

2番目として、産業分類格付けについて事業所・企業統計調査と商業統計調査、工業統計調査のそれぞれの格付け手順を確認の上、過去に格付けの結果がどの程度一致していたのかについて確認したい。

3番目ですが、サービス業について基本的な統計が重要だと指摘されてきた中で、サービス業関連統計については、今回の経済センサスの実施が悪い影響を与えないことを確認するように要望しています。

意見としては、以上のほかにも企業の分類に関する点、登記情報の活用に関する可能性の問題、調査実施体制についての問題、集計における表章上の地域区分の問題などがありました。これについては、前回の部会において調査実施者から回答がなされて、了解されたものと理解しておりますので、今回は特別に追加等はしておりません。

以上の整理ですが、資料2-2で前回の部会において残された課題等がありますので、この点につきまして順次説明をお願いすることにします。

まず、試験調査関係についてですが、資料2-3と資料2-4が関連しますので、これについて高見課長から説明をお願いいたします。

総務省（高見課長）では、まず資料2-3をご覧いただきたいと思います。経済センサス基礎調査については、今現在第2次試験調査を実施しているところですが、去年9月に第1次試験調査を実施してございます。約4,000客体を対象に調査を実施しておりますので、その結果の概要を御紹介いたします。

まず、調査票の回収状況ですが、回収率を見ますと約8割と。承認統計調査ということもあって、かなり低めの数字となっておりますが、その中で調査員調査によって行った分については若干高くなっております。

それから、調査客体について平成18年調査から調査対象となっていた客体、つまりもともと事業所名簿に載っていた客体、それから、登記簿から新たに追加した客体。それからもう一つ、1次試験調査では電話帳から追加した客体を幾つか試験的に試してございます。それを見ますと、

電話帳客体では半数ぐらしか回答がない。行政記録から追加した客体についても、もともと調査対象であった客体に比べると回収率が低いという結果になってございます。

2番目に、調査員事務に関して幾つか整理してございます。この1次試験調査で一つの大きな目的としまして、調査員調査で支所数が幾つぐらいまでの規模の企業であれば調査できるかということにかなり大きなポイントを置いて試験をいたしました。そもそも調査員事務に関して、まず客体を訪問するに際して、支所数が多いと何回も訪問して大変だということがないかを確認したのですが、これについては支所数の多さにはあまり関係ないという結果が出ております。

それから、1次試験調査では調査員に対して、あらかじめ経営組織や本・支の別あるいは支所数がどのくらいの規模の企業なのかということを知らせずに名簿を渡しまして、その場で全部確認してくださいということをやってもらいましたが、これについては、本・支の別、それから、支所数の確認については、約半数の調査員が困難と回答しております。2ページ目の表2、調査員は全部で52人をお願いしていますが、52人中24人あるいは26人が困難だったと答えているということでございます。

それから、調査票の記入状況について見たものが表3-1と表3-2です。本社に関する事項についての記入状況を見たものが表に載っておりますけれども、未記入項目が1ないし0というのは全体の75%ぐらいということになっております。実は、なぜ1以下としたかと申しますと、調査票のうち事業の種類を聞く欄に4の(4)という欄がございますけれども、その業態という欄については必ずしも全客体を書かなくてもいい調査事項となっておりますので、書いていなくても記入漏れなのか、それで正しいのかというのが項目数だけでは判断できないので、一応1以下であればほとんどちゃんと書いてあるだろうと判断しまして、75%ぐらいはちゃんと書いています。

調査項目別に見ますと、13項目中10項目が7割強書かれていたという結果でございます。

4番目の支所情報の把握、本社が支所を全部書いてくれているかどうか、それを調査員がきちんと確認できたかどうかというところが、もう一つ大きなポイントとなるわけでございます。表4-1をご覧いただきたいと思います。この表は数字がたくさん並んでいてわかりにくいですが、全体で単独事業所を除いた本社だけで見ますと677客体から回答があったと。そのうち平成18年調査のときの支所数階級別に区分したものが表頭の部分で、463、76、66といった数字でございまして。そのうち、今回試験調査で回答があった支所数が、平成18年調査のときに申告があった支所数と全く同数であったというのが「完全一致」という行に書いたものです。それから、平成18年調査以後1年経っておりますので、支所数の変動というのは当然あり得るので、プラスマイナス1割ぐらいの差であれば、ほぼ正しく書いてあるだろうと判断したと仮定して、「近似的一致」というのはプラスマイナス1割以内の差であったものでございます。この「近似的一致」と書いてある行をご覧いただきますと、支所数10未満のところについては87%がほぼ数が合っている。10以上になりますと5～6割ぐらしか合っていないという結果になっております。

また、これを表4-2の調査員調査について見ると、やはり10支所未満であれば87%がほぼ一致していますが、10支所を超えますと5割程度しか一致していないということになって、10支所を超えると市区等から直轄で調査をやったときの方が乖離は小さいという結果が出たところ です。

それから、調査方法について客体からどういう方法がいいかをアンケートで聞いております。それが表5 - 1と表5 - 2でして、これについて見ましても、10支所未満であると調査員調査を選ぶ客体が多く、また、紙媒体による調査票を選ぶ客体が多かった。10支所を超えますと、調査方法としては郵送、媒体としては電子媒体を選ぶ客体が多かったということでございまして、こういった結果から、調査員調査では10支所未満までが限界であろうと判断し、本調査において調査員調査は10支所未満のところだけに限定して実施するという計画にしたところでございます。

最後のページに、行政記録で追加した客体に関する調査状況が書いてございます。表6 - 1の2番目「行政記録客体」と書いてある数字をご覧いただきたいのですが、これは828のうち看板などで事業所が外からわかったかというところですが、3割しか表示があったと答えていないということ。

それから、表6 - 2をご覧いただきますと、これは非常に細かいのですが「行政記録客体」の中の行をご覧いただきたいのですが、828客体のうちオートロックマンションの一室に入っているものが88、約1割となっています。実は、未記入が409ありますので、未記入を除きますと約2割はオートロックマンションの一室に入っている。一方で、平成18年調査の対象となっていた客体については2.5%、未記入を除きましても3%程度ということで、かなり比率の差がある。つまり、オートロックマンションに入っているが故に、調査員調査ではこれまで把握できなかったというケースが多いということがわかります。

また、行政記録客体については、表6 - 3で所在の確認が困難だったということをして52人の調査員のうち49人が答えています。その主な理由としましては、所在地にビル・マンション名が入っていない、あるいは部屋番号がなくて、結局どこに行ったらいいかわからなかったというケースが多かった。あるいは名簿に記載されている名称、つまり登記簿上に書かれている本店の名称と実際に行った先の事業所の名称が異なっている。それから、オートロックマンションで入れませんでしたといったケースが多かったという結果が出てございます。

これらを踏まえて、本調査に向けて2次試験調査、もう一回今回試験をやることにしておりますが、その2次試験調査において主としてどういうことにポイントを置いて検討しているかというのが資料2 - 4でございまして。こちらは箇条書きで簡単に書かれておりますが、一つは今回全く初めての調査内容、調査方法ということですので、地方公共団体に調査事務の習熟を図る必要があるということから、全都道府県を対象に2次試験調査を行っておりますが、第一の目的として調査方法に習熟していただくこと。

もう一つは、調査票、その他調査関係書類の設計の適否、1次試験調査で見にくかったとかわかりにくかったというような点が幾つかありましたので、それを修正したのもう一回試験をするということです。

もう一つ、これも調査書類の設計の中に入りますが、産業分類の格付けについて4の(2)の聞き方、1次試験調査以後に日本標準産業分類の適用基準が変わりましたので、その基準に沿った方法で調査するという点について、これが果たして客体にとって理解できるか、正しく記入できるかといったことが検討内容となっています。

それから、調査事務について調査期間、本調査と同じ1週間、2週間あるいは回収が2週間、4週間の期間をとっておりますが、それが適切かどうかといったこと。それから、今回審査につ

いてもこれまで実施していなかった方法としまして、調査票を一旦記入漏れ等の簡単なチェックだけを地方でしていただいて、それを国に送っていただいてOCR入力して、コンピュータによるチェックをして、エラーがあったデータをもう一回都道府県にお返しして、エラーをつぶしていただくという手順をとりますが、その流れ、審査に係る期間が果たして適切かどうかといったチェックも、この試験調査においてやりたいと考えております。

以上です。

美添部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、質問・意見等をお願いします。

経済産業省 先ほどの資料2 - 1の御説明と今の試験調査の結果との関連で確認させていただきたいんですが、先ほどの資料2 - 1の御説明ですと、調査票の配布・回収方法について、新たに今回の調査で行政記録から捕捉した事業所については、紙媒体による調査員調査ですべて行うという理解でよろしいんでしょうか。そういうことで、試験調査の結果で表6 - 3でございますが、今回捕捉率を高めるということで特にSOHOを含めまして、そういったところが捕捉されたんですが、試験調査のところではオートロックマンションで実際に立ち入ることが困難というのがそれなりのウエートがあるんですけども、こういったところが調査員調査でうまくいくかどうかというところについて、何らかの対策が必要なんじゃないでしょうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

総務省（高見課長） 実は、この第1次試験調査を行った時点では、登記簿に載っていたデータはすべて存在するものと解釈して全部訪問していただきましたが、実際にはその後、廃業登記などをしていないまま廃業してしまったケースも含まれていたということが想定されます。それに対して本調査に向けては、そういったデータがまず名簿の中に残らないようにしたいと考えておりまして、それは後ほど資料2 - 9で御説明しますが、データのクリーニング的なことをやりたいと思っております。それが一つ。

それから、もう一つは、これから行うことになりましてけれども、いろいろな場面で調査の協力依頼あるいは広報をしていくということを考えておりますので、その中で徐々に浸透させていきたいと考えてございます。

美添部会長 表6 - 3で経済産業省の今井さんの質問は2つありました。1つ目の所在地情報等の不備で確認できなかった70%弱の問題については、名簿情報にも不備があった可能性があるということでもいいんですが、その次のオートロックマンションなどで立ち入りが困難というときの対応は、広報活動をするだけでは、やや心配ではないか。

総務省（高見課長） 個別のマンションに国なり役所から直接協力依頼というのはなかなかしにくいですが、マンション管理団体等に対して調査への協力依頼をするといったことはやりたいと思っております。

美添部会長 それは計画されている。どの程度の効果があると考えられますか。

総務省（高見課長） 定量的な評価はできませんが、これまでも国勢調査などの大規模調査の前にはそういった協力依頼をして一定の効果を上げておりますので、同様の効果が望めるとは考えています。

美添部会長 管理組合には広報活動というのでしょうか、お願いをするということですか。

総務省（高見課長） 「お願い」ですね。

美添部会長 拘束力のない「お願い」ですね。

総務省（高見課長） そういうことになります。ただ、調査のときには勿論、報告義務がある調査という形で実施しますので、少なくともそれを妨害するような行為は法律違反になります。

美添部会長 私が心配なのは、調査員が行ってマンションの管理人に認められないなどということなんですが、法律的に義務があると書いた文書は、管理人にも見せるという手続なんでしょうか。

総務省（高見課長） 具体的に、本調査のときに調査の現場でこういった紙を配るかということまで詳細に詰めておりませんが、この調査は基幹統計調査であって、報告義務があります、妨害したりすると罰則がありますよといったようなことを書いた紙を配るようにしたいとは思っています。どういう表現で書いたものを配るかについては、経済センサスだけの問題ではなくて、他の調査にも影響するので、まだ統計局内でのコンセンサスが得られていませんが。

美添部会長 都道府県から何かこの点に関して意見ありますか。

東京都 東京の場合は、事前に幾つかの区で少し試しに登記簿情報がどのくらいみたいなことをやったことがあるんですけども、例えば、レンタルオフィスのようなところで、そこのお部屋に何百という企業が登記簿上あるんですね。そういうものの対策が、そういう意味では名簿のクリーニングの中で何かいい方法があればいいなと思いますし、あるいは広報の関係で言うと、今、試験調査で、うちなどで先ほどお話のあった事前に資料をお送りして、どういう調査方法がいいですかということをお尋ねしている段階なんですけれども、うちは10企業の割り当てなんですけど、最初にお手紙を出して、期限までにお返事が来たのが1件なんです。今、全部督促をかけているんですが、やはり経済センサスなんて聞いたことがない、何それというような感じですので、やはり広報活動等は大切だとは思っております。

大阪府 オートロックマンションということではなかったんですけども、最近の企業はセキュリティの問題があって、よほど事前に担当の窓口まで、いついつセンサスの件で訪問するということが届いていないと、窓口で拒否されてしまう。「どこの誰とお会いになるんですか、アポはとられていますか」ということは必ず聞かれますので、そこで相手がきちんと答えられないと、もう一遍アポを取り直せと。今の葉書もそうなんですけれども、実際にその葉書が担当の窓口の方あるいは担当窓口の上司の方へ届いているかというのがありまして、東京都と同じなんですけれども、督促というか催促されているところなんですけど、現実そんな問題があります。

美添部会長 第1次試験について細かい分析結果が紹介されておりますが、これについていかがでしょうか。

経済産業省 しつこくて申し訳ないんですけども、今のお話ですが、先ほど半分しか申し上げなかったんですけども、今のお話を聞いていてなおさらそういう感を強くしたんですけども、本当に今まで把握できていなくて、今回こういったマンションの一室でやっているような事業所というのが、名簿情報としてきちんと事前に確認できたところについての実査ですけども、調査員調査で要するに外観から見つからないということでの捕捉漏れということで、非協力ということでの捕捉漏れの色合いではないのかもしれませんが、いずれにしても、そういったところについてできれば本社一括調査について先ほど調査方法の確認を事前にされるというお話でしたので、一律

調査員調査ということではなくて、むしろオンラインとか郵送の方が協力度が上がるのではないかと個人的に思っていますので、その辺の事前の確認をした上で、調査員調査を望むところが多いのであれば今のような整理でよろしいかと思いますが、そういった工夫をされた方がむしろ捕捉率が上がると思うんですが、いかがでしょうか。

美添部会長 捕捉率ですか、回収率ですか。

経済産業省 回収率ですね。

美添部会長 両方含めて、調査員調査の部分についても回収方法を検討したらどうか。

経済産業省 SOHO等のそういったマンションの一室のもので新たに捕捉した事業所について、手間がかかる話ですけれども、事前の確認をするとか調査員調査に限定しないで、オンラインとか郵送という方が効果があるのではないかと。

美添部会長 この点いかがでしょうか。

総務省（高見課長） 今の予定では、市町村、都道府県、国が直接受け持つ客体数は合計で1万5千ぐらいを予定しています。そのぐらいが役所の方のマンパワーの面から考えても限界ではないかと考えております。

それに対して1万5千にプラス120万の登記簿からの客体をすべて役所側から事前に御用聞きをして調査するという事は、物理的には不可能と考えています。ですが、調査員調査でやった結果、1次試験調査の結果7割ぐらいは確実に回収できている。それから、恐らく事前のクリーニングの段階で残りの3割のうち何割かはなくなるということを考えますと、事前にそういったことをやるというよりは、むしろ事後的にどうしてもここここはコンタクトをとれませんでしたというところが幾つか出てきたら、そこに対して個別に何らかの別の対応をするという方が効率的と考えております。

そこについて、まだ地方自治体の方とも意見交換をさせていただきませんが、具体的にそういったケースが出てきたときにどう対応するかというのを、今後また詰めたいと考えております。

美添部会長 よろしいでしょうか。大変重要な問題の指摘だと思います。

試験調査1の読み方を確認させてほしいんですが、2ページの表1、回収状況で調査員の部分で7割という表です。

総務省（高見課長） 表1の真ん中の「記入あり」という列の72.8という数字です。

美添部会長 行政記録客体で「記入あり」が72.8ですね。電話帳の回収率が53%、行政記録が73%弱ということですが、これは客体が存在したことは確実に、記入があったのが73%と読むんでしょうか。分母は100になっていますね。営業中または事業を行っていない、事業を行っていないという表現は別の場所で事業を行っているという意味ですね。

総務省（高見課長） 存在しなかったところは右側の493で、左側の100%とは別件の数字になっています。

美添部会長 これは不明も含めているわけですね。確認されたもの以外、要するに全く確認できていないものも、休業中と確認されたものも含むと。

総務省（高見課長） そうですね。

美添部会長 つまり、活動状態が全く不明だけれども、実態はどこかで活動しているのかもしれない、そういう可能性は否定できない。

総務省（高見課長） はい。

美添部会長 7割というのは若干過大評価の可能性がありますね。

それと、調査員が訪問したときに把握が難しい項目として2つ挙げられました。資料2 - 3の1ページ目の「2 調査員事務」の2番目の「 」です。確認が難しい事項に2つあって、本所・支所の別と支所数の確認が難しいとされているのですが、一方、別のところで、報告された支所数と平成18年名簿の比較をされて、近似的な一致まで含めるとかなり高いという説明だったんですが、整合性に欠けるのではないかと。つまり、調査員調査で支所数の確認は困難であったにもかかわらず、最終的に確認できた結果が平成18年と比較してこれだけの一致を見たのか。あるいは困難であることから回収されたものが半分程度であった、その部分についての一致の度合いを見たものか。これで解釈が違いそうですが。

総務省（高見課長） 先ほどの説明が不十分だったかも知れませんが、調査票を配る際、あらかじめ調査員には何の情報も与えずに、さらの状態で経営組織を確認して、本・支の別を確認して、本社だと答えたら支所数を確認して、それに応じた枚数の調査票を配るということをやっておうとしたら、それが非常に難しかったということとして、客体が支所数を正確に答えられなかったということとは全く別の次元の話です。

美添部会長 枚数を確認して配ることが調査員の事務として困難であったという意味ですか。要するに、接触できて事業所が存在している場合には、平成18年度の一致度はかなり高いということですね。

どうもありがとうございました。

ほかに何か質問・意見等ございますか。

塩路専門委員 感想めいたことになってしまうんですが、やはり調査員の皆様は大変御苦労が多いなというのを改めて感じました。先ほど美添部会長から御指摘がありましたけれども、やはり828のうち493はそもそも存在していないか、存在しているかわからないという、要するに行ってみて半分以上はそもそも連絡がつかなかったという感じですね。さらに、その上に連絡がついたものについても非常に御苦労されているようなので、やはり難しいのかもしれませんが、できるだけ調査員の方に行っていただく前の段階での名簿がきちんと整理されているというのが、少しでも調査員の方々の御苦労を軽減することになるのではないかと思います。

その意味で、登記簿の情報というので十分なのかなと。せめて所番地くらいは入っているような、少なくとも去年の段階ではここにいましたというぐらいの情報が入っているような名簿であって、少なくとも去年までは営業していたようだよというぐらいはわかるようなものを基に派遣するというでないと、なかなか御苦労が多いのではないかと思います。

それから、それ以外のポイントについても幾つか関心があったんですが、後ほど問題になると思いますが、例えば表3 - 2でどんな項目の記入条状況が悪いかを見てもみると、会社全体での主な事業の種類だとか、そもそもこれをどうすべきかという議論をする以前に余り答えてもらえないんだなという感想を抱きました。なぜ主な事業の種類とか常用雇用者数になると急に落ちるのかというのがよくわからないんですけども、この情報は重要ではないかと感じました。

それから、表4 - 1で、近似的な一致が多いと解釈するのか、10%プラスマイナスで6割一致したというのが多いのかどうかというのは私にはよくわかりませんが、これは結構一致したと

見てよろしいのでしょうか。

あと、先ほど報告義務という言葉が使われたんですが、あれはマンションの管理人にも報告義務が発生すると考えてよろしいのかという点が、先ほどちょっと気になったものですから、お教えいただければと思います。

総務省（高見課長） 報告義務は調査客体にかかるもので、マンションの管理人等にはかかりません。ただ、妨害する行為は法律違反になります。

美添部会長 そのとおりだと思います。

塩路専門委員が幾つか問題点を指摘されたんですが、まず名簿における住所情報が完全でない事例が見られたということで、これは調査の実施にもかかわることです。国勢調査の場合などと、訪問して必要に応じて電話番号を記したメモを調査員が置いてくるのは認められていたはずなので、事業所・企業でも所在場所に入れない場合などであっても、郵便受け等にそのようなメッセージを残して調査員と連絡をとるような工夫はあり得ると思うんですが。

総務省（高見課長） それは今でも行っています。

美添部会長 例えば、会社の電話情報が登記情報でわかっているのであれば、調査員は電話をかけてから訪問するということは可能になっているんですか。

総務省（高見課長） 登記簿には電話番号は入っていません。ですから、これはできる限りということになりますが、電話帳情報を有料で買ってきてまして、名称が一致したものについては電話番号を名簿上に補足するといったことは可能な限りやりたいと思っていますが、恐らくそんなにたくさん補うことはできないだろうと思います。

美添部会長 ほかにございますか。

菅専門委員 ホームページ情報との比較というのがおもしろいと思ったんですが、一つは、ホームページ情報との比較を本調査でも考えておられるのかということですね。

もう一つは、もしこれがすごく意味があるのであれば、ホームページのアドレスを調査票に書いてもらうというのも、勿論検索すればすぐ出てくるからいいという考え方もあるし、書いてもらうという手もある。もう一つ、ちょっとネガティブな評価をすると、ホームページ情報がアップデートされているという保証がないですね。そうすると、例えば 293 は調査票への記入がなしとあるけれども、アップデートされていないために現在は存在していない事業所が掲載されているという解釈をするのか。

総務省（高見課長） そういうケースもあります。なので、これはあくまでも参考情報として、試験調査の場合は全国の全地域を対象としていないので、調査員がそれぞれの支所について活動していたかというチェックはできないわけです。なので、どれくらい正確に書かれているかを検証するためのホームページ情報ぐらいいか頼るものがなかったということですが、本調査では調査員が全地域を回って、支所についても一応そこに存在したか、活動しているかという「○」「×」だけはつけて返してもらうことにしていますので、それと突き合わせることによって、支所がちゃんと書かれていたかどうかの検証ができるということになります。ですので、本調査でそういった検証をすることは予定していません。

美添部会長 塩路専門委員の質問でまだ答えをいただいているのが少なくとも2つありまして、一つは資料3の表3-2で、事業所の事業の種類、業態では記入率が悪いのではないかと。これは

問題になり得るのではないかという点が指摘されていますが、これはいかがでしょうか。

総務省（高見課長） これは調査票の最後の方になるので、会社の場合はここまで書いてくださいとか、会社以外の法人はこれとこれを書いてくださいという矢印よりも後の方に来る質問なので、もしかすると、一次試験調査の矢印の設計があまりよくなかったために見過ごされていたというケースもあるかもしれません。原因として考えられるのはそれぐらいですが、そこについては勿論何らかの形で改善はしなければいけないと思っています。

美添部会長 表4 - 1だと思いますが、近似的一致はこれで多いと認識するのかという指摘がありました。

総務省（高見課長） これは結局、相対的な評価でしかないと思います。実際には事業所単位で見ますと、1年で1割ぐらいの改廃はあるので、全体としてはプラスマイナス1割になるのは当然あり得る変動だと思いますが、個々の企業について、ここは1割変動があってもいいのかよくないのかというのは判断できないので、あくまでも相対的な評価でしかないと考えています。

また、本調査のときには多分このぐらいでは足りなくて、表4 - 1の説明は省略しましたがけれども、記入された支所数の方が少ないケースの方が多いわけですね。そうすると、やはり両方向で同じブレが生ずるとしたら同じにならないといけないわけで、記入されたものが少ない方が多いということであれば、若干漏れている可能性もあるので、本調査に向けて支所のこういうものについては書いてくださいという説明書類を、今回1次試験調査から2次試験調査に向けても充実をさせたつもりですし、本調査に向けてもさらに充実させたいと思っています。

それと、実は、1次試験調査の客体の中には、支所数が結構多い客体にも今回は調査員の場合は紙で調査をお願いしたので、「支所が30あるんだけど、10ぐらい書いたからこれ以上は勘弁してよ」と言われて、そこで引き下がった例もあったとも聞いていますので、試験調査ならではのそういったケースも若干あったと理解しています。

美添部会長 よろしいでしょうか。

名簿で支所とされる事業所については、それが支所か本社かは調査員が確認するわけですね。本社が記載していない事業所を調査員側で捕捉したときは、本社に対して記入を要請するんですか。

総務省（高見課長） 一応、本調査においては名簿にその事業所が平成18年調査のときの本所だったか、支所だったか、それから、本所であれば支所数が幾つあったかというのは本調査のときには載せませんが、一応それが最新の情報ではないのでそれを確認した上で、調査票を配るあるいは本社だったけれども支所が変わったというケースについては、それでしたら結構ですというようなことをその場でやりとりしてもらおうということになります。

美添部会長 資料2 - 3に質問が集中していますが、資料2 - 4の方はいかがでしょうか。第2次試験調査における狙いを御説明いただきましたが、まだ結果が出ておりません。調査は7月でしたか。

総務省（高見課長） 7月1日現在です。

美添部会長 この部会の開催期間中には集計結果は得られませんが、狙いについてはこれでよろしいでしょうか。

東京都、大阪府から資料2 - 4に関して何か意見ございますか。

大阪府 今、始めたところなので事実の確認ができていないんですけれども、どうも本社が既に他府県へ移転してしまったようなケースがあって、そういうときはどうするのかなというのが、ちょっと確認中なんです、大阪府の第2次試験調査の中で。

総務省（高見課長） そういうケースは大阪府に限らず聞いていますし、勿論本調査のときもかなり出てくると思いますので、実は本社が移転したという情報が、もし、事前にいろいろな新聞情報などでわかれば、なるべく本調査のときには最新の情報で名簿をつくるようにしたいとは思っています。

美添部会長 調査員であれば本社が移転した場合には捕捉のしようがないので、新たな調査、名簿以外の場所で捕捉されて調査の対象になるということですね。

総務省（高見課長） 本社が移転したことに伴って、もともと支所だったところがどこか本社になるケースと、全く新しいところに本社が新設事業所としてできるケースがあって、全く新しいところに建物が新たに建てば、そこは新設事業所として調査員が把握してくれるはずと。

それから、支所だったところが本社になった場合は、ここはちょっと微妙ですけども、事業所の看板が「支社」だったのが「本社」になっていけば、そこは新設事業所としてとらえてくださいということになるので、そのように看板上で本社に変わったことがわかる情報が出ていけば、そこも調査員が確実に把握してくれるということにはなります。

美添部会長 調査員が行ったら、本社でなくなっていた、あるいは移転していた、この場合は調査員の困難はないわけです。国は移転しても大丈夫ですが、都道府県、市ですと、本社が移転した場合には当該地域では調査をするのか、しないのか、この整理は本調査に向けてきちんとしないといけない。

総務省（高見課長） 原則としては、新たに本社になったところを調査員が新設事業と支所としてつかまえてきて調査するということにはなりますが、原則どおりにいかないケースが多分出てくるので、その辺り調査の現場になってから大阪から東京に移転しましたと、では、大阪から東京都に連絡してもらって、それを調査対象に加えてもらうということではできないので、そういったケースも場合によっては大阪府さんにそのままやっていただくのか、例えば、府内の移転であれば大阪府さんにやっていただくとか、パターンごとに考えたいと思っています。

美添部会長 それは本調査に向けての検討課題になると思います。

西郷専門委員 今、高見課長がおっしゃっていたのは、支社が本社になった場合には新設の事業所と解釈されるんですか。

総務省（高見課長） 掲げられている看板が変わっていればということにはなりますが、見た目が全然変わらないとそうならないので、だから、存続事業所で支所のままだと思って素通りされてしまうという可能性があって、そうならないように工夫が必要と考えています。

美添部会長 その場合は廃業して新設なんですか。支所が廃業されて、本社が新設という扱いですか。経営の実態は変わらない、しかし、活動は違ったということですね。

総務省（高宮補佐） これまでは調査員調査でしたので、調査区内から出ていけば、その時点で当該調査への廃業の処理をして、別な調査区で捉えれば新設の処理ということですよ。

美添部会長 今の例は、同じ調査区で全く同じ建物ですね。同じ建物であって同じ企業、経営者も変わらないけれども、事業活動が支所から本社になった、これも新設・廃業なんですか。

総務省（高宮補佐） 新設・廃業の処理をこれまでの事業所・企業統計調査でやっておりましたので、同じ扱いでよろしいのかなと思っておりますが。

美添部会長 なるほど、概念上はそういうことですね。例えば、産業の分類格付けが変わったら新設・廃業。

総務省（高見課長） 分類・格付けが変わっただけであれば、新設にはなりません。

美添部会長 今回の場合はどういう扱いになるんですか。支所と本社の場合はどうして新設・廃業になるのですか。

総務省（高見課長） 要するに、本所と支所とは違うものだという理解です。それは処理上の問題なのですが。

美添部会長 産業分類の問題ではないとすると何の分類ですか。

高木臨時委員 今のは、支所と本社の関係だけだから、産業が同じならば産業分類上の問題はないと思います。

美添部会長 しかし、新設・廃業。

高木臨時委員 だから、実態はもしかすると同じかもしれませんが、仮に支所が一つ減って、その分本所が一つ増えるというような、産業分類の中だとそのような現象が起きるといっただけで。

美添部会長 この点少し問題が違いますが、原則の問題もありますので、今までの扱いと考え方の整理をお願いできますか。

ある事業所が今まで単独事業所であった。別にもう一つ作って、そちらを支所にした。そうすると、従来の単独事業所は本社のままだから存続で、新しくできたものが新設。ところが、新しくできた方を本社にして従来のものは支社になった。そうすると、本社が新設されただけでなく、従来から継続して同じ活動をしていた事業所が廃業されて新設されたというのが今までのやり方ということですね。なぜそうなるのか理屈がわからないので、考え方を。

総務省（高見課長） というよりは、「そうしている」という認識です。

美添部会長 国際的にそうなっていますか。事業所が場所の概念だとすると、少なくとも私の理解している扱いは違うと思いますが。

総務省（高見課長） これは恐らく国際基準などをとか考えて採用しやったりやり方法ではなくて、これまで調査員調査でやっていた、そのときに調査員が一番概念上わかりやすいような形で新設・廃作業を定義することにしたということです。ですから、ここで申し上げると更に混乱するかも知れませんがですけれども、同じ支所がA地点からB地点に移った場合でも、同じ調査員の担当地域内で移った場合は新設にしないで、そのまま存続にしておりました。

美添部会長 調査区内の移動は新設・廃業の扱いにしないというのは。

総務省（高見課長） 今まではしていませんでした。調査区をまたいだ場合は向かいであっても新設になります。

美添部会長 それが従来からの取扱いということですね。余り本質的でない問題かもしれませんが、運用の問題としては、どこかの時点で整理する必要があると思います。

時間も経っておりますので、次の論点に移らせていただきます。次は、産業分類の関連です。これについては資料2 - 2に2番目の項目として掲げておりますが、資料2 - 5は高見課長にお

願いで、資料2 - 6と資料2 - 7は経済産業省に願いであります。まず、高見課長から願います。

総務省（高見課長） 資料2 - 5で事業所・企業統計調査での産業分類格付けをどうしていたかということをもとめてごさい。これは、平成18年事業所・企業統計調査のときは事業の種類を7欄の(1)(2)(3)で調査していました。これは今回の調査で言いますと、4欄の(2)(3)(4)に相当するものです。

基本的には、ここになるべく細かく書いてくださいということを行っているわけですが、(1)に書かれた内容が細かくきちんと書かれていれば、(2)(3)欄は見なくても格付けができるということで、一応主な事業を書いてもらったものをここだけ見て判断する。そこだけ見て判断できない場合、のようなケースでは(2)に書かれた内容により判断する。更に、一部の業種については、製造小売なのか製造卸なのかとか、そういったところが(1)(2)だけの記載ではわからない場合に、(3)にも「 」をつけてもらって、それを基に判断するというごさい。

本来、産業分類は、まず最初に大分類を決めて、その中で一番大きいものを中分類、小分類という順に決めていくというルールにはなっておりますけれども、客体にここまでが大分類、ここから先が中分類ということを理解してもらうことは不可能ですので、端的に言うと一番主なもの1つ書いてください、だけで判断してもらっております。

一番大きいものの判断については、これまでは左側の網掛けのところに書いてありますけれども、過去1年間の収入額または販売額が最も多いもので決めてくださいという書き方で注意喚起をしているところです。

今申したように、大を先に決めて、そこから中・小という順に決めていないやり方ですので、当然商業統計調査・工業統計調査等とは若干格付けの考え方が違うということになります。今日は資料をお出しできないですが、平成16年事業所・企業統計調査のときには商業統計調査と同時実施をしましたので、そのときに事業所で格付けられたものと商業で格付けられたものの違いというもの、実は一昨年4月の統計審議会に報告したときに分析したものがありますが、それによりますと、同じ時期に実施した事業所と商業との差については、1%未満しかずれていなかった。というのは、事業所では卸・小売になっているけれども、商業では卸・小売とされなかったものも1%未満でしたし、逆に、商業統計調査で卸・小売とされたもののうち事業所・企業統計調査では卸・小売以外の分類に格付けされていたものは1%未満だった。更に、両方ともが卸・小売に格付けされたものについて、中分類以下で格付けが違っているものがあるかということを確認したのですが、違っているものは数えるほどしかなかったということで、若干格付けの考え方が違うにしても、それほど大きな結果の差は出ていないという結果になっております。

美添部会長 続いて、荒井室長願います。

経済産業省（荒井室長） それでは、資料2 - 6で、商業統計における格付けについて御説明いたします。調査に当たりますと、前回調査の確定名簿に直近の事業所・企業統計調査の新設事業所情報をいただき、あるいは大店法関係の届出情報とか、あるいは業界団体名簿等を加えまして調査対象名簿を作成いたします。この名簿に基づきまして、統計調査員が調査区を巡回いたします、実際に商業事業所の存在を確認して調査票を配布するというごさい。

大分類格付けでございますが、調査票の審査の段階におきまして、修理業、仲立ちの手数料を含む商業販売額の合計と、その他収入額を比較いたしまして、商業販売額が大きい場合は商業ということで格付けをしております。

次のページに例示がございますが、その他の収入額の合計が商業販売額を上回る場合でも、このケースでは卸が4,000万円、小売が6,000万円、仲立ちの手数料が1,000万円で、商業収入合計が1億1,000万円。これに対しましてその他の収入、 から でございますが、この合計が2億円ということで、商業収入の合計を上回るわけでございますが、個々の大分類別の収入で見ますと、ここでは製造業収入が8,000万円と。これが一番多いんですけども、商業収入合計1億1,000万円よりも小さいので、この場合も商業とすると。こういう形で格付けを行っております。

また、前のページに戻っていただきまして(3)以降でございますが、大分類格付けの次に卸売かあるいは小売かということをそれぞれの販売額を比較して決定して、更に、中分類については、5けたの商品分類番号の上2けたを同じくする商品の販売額同士を比較しまして、販売額が多い中分類に決定していくと。以下、3けた小分類、4けた細分類についても、同様な決定方法をしていきます。

以上が、商業関係です。

次に、資料2-7に工業統計における格付け方法でございますけれども、工業統計につきましても前回調査の確定名簿と直近の事業所・企業名簿、更に、工場立地等の情報なども活用いたしまして、調査対象名簿を作成いたします。これに基づきまして準備調査におきまして調査員が調査区内を巡回して、実地に製造事業所であること、それと主業であることを確認した上で調査票を配布しております。

大分類の格付け方法につきましては、平成18年までは調査票の審査の段階におきまして調査事項、例えば、出荷額とか加工収入などの産出、それから、原材料使用額などの投入、あるいは設備とか作業行程といった調査事項から、製造業であるかどうかということを最終的にチェックしているということでございます。具体的にどういうことかということ、例えば、調査事項で作業行程を表してもらっているんですが、この行程の中で包装工程以降の行程のみであるということであれば、この事業所は製造事業所ではないという判断から、対象外にするといったこととございます。

更に(2)の でございますが、平成19年改正によりまして商業と同様にその他の収入、製造以外の事業活動による収入を新たに調査しております。このため従来のチェックに加えまして、平成19年以降は加工賃収入を含む製造収入と製造活動以外のその他収入を比較しまして、製造収入が大きい場合は製造業に格付けをし、その他収入が大きい場合でも商業と同じですが、大分類ごとに個々に確認しまして製造業収入を上回っていないければ、そこは製造業という形で格付けをしております。

更に、その他収入が製造収入を上回っている場合につきましては、部門ごとの従業者数などを確認した上で、製造業かどうかを判断するという形でございます。

御案内のとおり、近年、製造業において多様な事業展開が非常に進んできているわけございまして、個々の製造事業所におきましても、従来からの生産活動にとどまらず、例えば、内外の子会社から製品を受け入れて、製造活動せずに自社ブランドをつけて出荷するといったケース、

いわゆる転売といった事業活動も行われてきております。このようなケースで、例えば、収入額の多寡のみで比較した場合、ケースによっては転売収入が製造収入を上回るケースが生じると思えますけれども、付加価値という観点からすれば製造活動が生み出す付加価値と、転売による付加価値とを比べれば、通常のケース、ケースにもよりますが、製造活動が生み出す形の方が多いということになるのではないかと考えております。

いずれにせよ、平成 19 年改正によりまして一つの事業所で複数の経済活動を行っている場合には、この 4 月から改定された標準産業分類の原則にのっとりまして、格付け作業を行っているところでございます。平成 19 年工業統計調査については、まさに今、都道府県の段階でこういった審査をいただいているところでございます。

なお、(3)以降の中分類以降の決定につきましては、商業統計の決定方法と同様でございます。以上でございます。

美添部会長 どうもありがとうございました。

大分時間が経ちましたが、大変重要な点を含んでおりますので、意見・質問等をお願いします。いかがでしょうか。

総括的な結論を申し上げてよければ、平成 16 年の同時実施について、事業所・企業と商業についての一致度は 99%を超えているようです。これは一般に公開されている資料ではないので、私も個々の事例では格付けが違うという話を聞いていたのですが、その心配は杞憂であったようです。

工業については平成 16 年同時実施ではないので、これについての資料はないと言いながら、それほど大きな差はないのではないかと予想できます。これについていかがでしょうか。何か意見ございますか。

もう一つ、今の手続で言うと、商業は基本的に販売額を見て大分類をまず格付けする。中分類以下は、商品の販売額だけでいいと思うんですが、産業が違えば売上高と付加価値の比率は、業種によってかなり変動する。したがって、今回の経済センサスで提案されている、国際的にも確認されている付加価値基準ということからすると、商業・工業が従来の事業所・企業の格付けとほぼ一致しているということは、大分類にまたがる判断は大きく変わらないことを示していると思われま。

この点について、いかがでしょうか。

経済産業省 平成 16 年の 99%というお話でございますけれども、これは御紹介があったように、3 調査の同時実施をやっているとして、商業統計調査の結果に基づく情報を商業・卸小売業のところについては事業所・企業統計調査の方でもその結果を使うということですので、これはほとんど一緒でなければおかしいという話でございます。その 1%というのはむしろ、それぞれの調査の目的によって売上高が発生しない商業事業所というのが、わかりやすく言えば事業所・企業統計調査には対象として含まれておりますけれども、商業統計調査では対象外にしていますとか、そういう調査範囲の違いに基づくものだという認識でございます。今、御説明があったように、この手順でそれぞれやった結果として 99%ということではないと思えますけれども。

美添部会長 そうすると、平成 16 年のときには事業所・企業独自の格付けはなかったのでしょうか。調査部に確認していただきたいと思えます。

総務省（高見課長） 確かに今おっしゃるとおり、商業の対象事業所として商業統計調査の調査票に書いた客体については、そちらを優先しています。存続事業所については事業内容をプレプリントしていますので、もともと卸・小売だったところは商業調査票に流れるようになっていますが、新設事業所の場合は両方に書いているケースもあると。その場合、事業所の方の調査票に書かれた内容と商業の調査票に書かれた内容が違っているというケースはあったと思います。美添部会長 格付けの手順にかかわる相違を見るのでしたら、今の例ですと新設について比較することしかできませんね。

経済産業省（荒井室長） 参考までなんですが、昨年9月に実施をしました平成19年度商業統計のときには平成18年の事業所・企業統計から卸・小売り業、商業に格付けされた新設事業所情報をちょうだいいたしました。これは約20万件ございます。それに基づいて調査をしたわけですが、このうちの4分の3、約75%でございますが、大体15万件を新設事業所として実際に調査票を回収しております。ただ、まだ速報集計段階なものですから、いろいろ問題はあっても必ずしも参考にはならないんですが、残り25%のうち商業以外の他産業が4%程度あると。具体的に中身はどういうものかと申し上げますと、例えば、医薬品情報を提供するMRと言われるところ、Medical Representative、あるいは自動車修理業といったようなサービス業、そういった他産業が4%程度含まれていると。

あとは、商業事業所ではあるけれども商業統計の対象にならない、いわゆる売り上げの立っていない詰め所とか営業所、あるいは休業中とか廃業とか、まだ速報段階ですから回収中のものもございまして未提出の部分もございまして。

ただ、中には、例えばデパートの消化仕入れ、そもそも事業所でないといったものも相当数含まれているとか、そういった実態でございました。事実として御報告させていただきます。美添部会長 わかりました。そうすると、私の理解が正しくなかったようで、今回の経済センサスで行われる格付けが商業の格付けとどの程度一致するかについては、別の資料で検討する必要があります。実際に格付けしたもので比較できれば正確ですが、それはこの部会審議の日程期間中に用意することは難しいと思います。そうすると、判断の根拠としては従来の事業所・企業統計調査で新設事業所を格付けしてきて、商業・工業等に名簿情報として提供してきた、その結果と今回提案されている経済センサスの格付けによる結果のどちらが信頼性が高いか。少なくとも信頼性が低下しないということは確認したいと思います。そのような方法で、次回にこの問題をもう一度考えたいと思います。

産業分類関係でもう一つ問題があります。付加価値の代替に関連する問題です。資料2-2について、吉田企画官に説明をお願いします。

吉田企画官 資料2-2の2ページ目になります。調査票の案の4欄の(2)のところ、付加価値を把握するため従業者数を用いていると。しかし、従業者以外についてもあるのではないかと。ということで、今の段階で抜本的に変更するというわけにいかないの、どう検討するかという御指摘がございました。

昨年11月に日本標準産業分類の改定が行われました。この際に、一般原則につきましても記述を変えました。それは一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合、その事業所の産業の決定方法については、従来生産される財貨、取り扱われる商品または提供さ

れるサービスの収入額、または販売額の最も多いものとなっていたわけでありませけれども、国際分類に倣いまして原則販売または出荷する財、あるいは他の事業所または消費者に提供されるサービスの付加価値額ということで変えました。

また、一般原則の中でこの付加価値額によることが困難な場合には、付加価値を代理する指標として産出額、販売額、収入額、従業員数等を用いることといたしました。当該事業所の産業は、これらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定するとされたものです。

そういう見直しがされたわけですが、付加価値を代理する指標のうち、最初に適用すべき指標を何にするのかという順序というものが決められていなかったということで、具体的な適用に係る考え方というのを学識経験者の方、各府省担当者を構成員といたしまして、改定日本標準産業分類の適用に関する研究会、舟岡先生を座長として平成 19 年 12 月からこの 3 月まで開催されました。そこで検討いたしまして、結果として複数の大分類にまたがった事業をやっている場合の大分類については、その経済活動の従事者数の最も多いものによって決定すると。中分類以下については、経済活動によって生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額または提供されるサービスからの収入額が最も多いものによって決定するというので、大分類については従業員数の最も多いものによって決定しようという方向性が得られたところでございます。

こういう考え方を踏まえまして、調査の計画を企画していただく必要があるのかなと思っておりますけれども、先ほど来の議論の中で試験調査の状況をも見ながらやっていかなければいけないのかなという気もいたしております。

調査実施者の方では懸念されているようで、対応方策も考えていらっしゃるということでございますけれども、事務方としては改定されました日本標準産業分類、この 4 月から適用されておりますが、その考え方にのっとった対応をしていただければと思っております。

以上です。

美添部会長 資料 2 - 8 として、調査部から案を提示していただいておりますので、併せて説明をお願いします。

総務省（高見課長） 前回この欄についてはいろいろ御指摘をいただいたので、幾つか代案と言えるものを考えてみました。最初に申し上げておきたいのは、もともとこの案 1 というのが今回提案の案ですが、これは先ほど言及のありました改定日本標準産業分類の適用に関する研究会で最終的に了解されたものです。

ポイントとしましては、大分類に従事者数で、中分類以下を販売額で、なるべく近い形にしようとしたらこうなるということですが、実は大分類はこうして、中分類はこうしてということをお客体に理解させることは不可能と考えていますので、大分類については従事者数で書いてくださいというような言い方はできないということをお、この研究会の場で申し上げたところ、舟岡座長から(2)欄だけ従事者数にすべしという解決策が出されて、それに従っているものでございます。

これについて前回の部会の際に、試験調査での客体の反応あるいは調査員の反応を見て、場合によっては元に戻す場合もあり得るということをお申し上げました。具体的に元に戻すとどういう形になるかというお案 2 のような形で、(2)(3)一貫して収入額、販売額で書いてくださいという聞き方になります。これは平成 18 年事業所・企業統計調査あるいはそれ以前の事業所・企業

統計調査でも同じ方法で聞いておりますので、これで特段記入上の疑義が発生することはないと考えております。

あくまでもそれは大分類を従事者数でということを確認にすべき、ということであれば案3が考えられます。(1)欄で大分類をマークしてもらうことになっていきますので、上記1でマークした事業のうち従事者数が最も多い事業について、その内容を具体的に記入してくださいとすれば、一応、大分類の中で従事者数最大のものを書いてもらうという、一応、適用基準の原則に近い形にはなりますが、一つ大きな懸念があるのは、(1)欄のマークが正しく選択されない可能性があります。そうすると、それに引きずられて誤ったところに格付けされてしまう可能性があるということで、実はこれは試験調査でもやっておりませんし、その懸念がぬぐえない以上かなり危ない方法と考えておりますが、こういう案もあり得るということです。

ちなみに、1次試験調査は案2に近い形で調査しているわけですが、(2)欄に書かれたものに基づいて格付けられた大分類が、(1)欄に正確にマークされているかというのを数えていきましたところ、十数パーセントの企業で(2)欄に書かれている大分類が(1)欄にマークされていなかったという結果が出ていますので、逆に(1)欄からたどっていくと十数パーセントは(2)欄に違うことが書かれることになるという危険がかなりありそうという懸念がございます。

以上です。

美添部会長 今回の件はいかがでしょう。

佐々木部会長代理 この件は私の方から意見を申し上げたテーマですけれども、資料2-2の2ページは今御説明があった研究会で決めたことなんですね。政策統括官室に設置して学識経験者が決めたルールなんですね、これは。私はその経緯を知らなかったものですから、そういう検討はないと思ったんですけれども。

その理由が、付加価値が一番基準になると言いながら、大分類については従事する人の数が最も多いものに決定するというのには理由があると思うんです。恐らく従事者数が多いのが一番付加価値に近いデータだという、何か科学的な説明があったはずですよ。それを聞かないと、私から見るとこういうのはおかしいですね。我が社の工場でも12工場のうち4工場がこれに反しています。従事者数が多い事業がメインではないです。付加価値の順番で言うと逆になります。ですから、なぜこういう結論になったか知りたい。

吉田企画官 ちょっと手元に資料がないのですが、先ほど荒井室長の説明の中で、転売品の売上げで格付けをしていくと、製造業でありながら卸に格付けされるといった実際と違う問題が出てくるということも一つ付加価値額でとらえていきたいと思いますという議論の例示としてあったんですが、今のお答えにはなっていないんですけれども。

美添部会長 ちょっと違うので訂正させてください。

吉田企画官 まさに実証的なデータに基づいた資料というのは、お示しは確かにできないんですけれども。

美添部会長 資料がないと説明がわかりにくいのですが、今回の日本標準産業分類で明確に書かれているとおり、付加価値によって分類するのが明確だし、国際基準でもある。問題は、実際に付加価値そのものを記入させることは困難である。付加価値を事業ごとに配分するというのは現実的に難しいというので、代替的なものとして従来よく用いられていたものが販売額、収入額だっ

たわけです。ところが、例えば、商業か、製造業か、サービス業かで、販売額に対する付加価値の比率は、大きく違うことが明らかです。特に、第3次産業と製造業では大きく違います。

そこで、大分類の格付けをするに当たっては、従来の販売額、収入額は不相当だという議論がされて、それに代わる指標を探した結果、従業者数が最も簡単に記入しやすいという判断がなされたと同っています。そこまでの回答はよろしいですか。具体的な資料は、公開する準備ができていないということですが、余裕があったらいろいろな資料から計算して見せることはそれほど難しくないと思います。例えば、産業連関表で産業ごとの付加価値率を見れば明白に違いが出ている。そこまではわかります。問題は中分類以下ですが、商業であれば、従来からの商業の格付け手順のように販売額によってもそれほど心配はないということ踏まえた上の資料2 - 2の2ページ目に書かれていることだと思います。そこまでいかがでしょうか。

佐々木部会長代理 それが一番簡単な方法だというのであれば従います。ただ、余り科学的じゃないなと思っただけの話です。

美添部会長 そのとおりですが、先ほどの佐々木委員の指摘のように、中分類以下について付加価値は難しい、従業者数よりも販売額で格付けする方が信頼性が高いという主張は今回の案に含まれているということです。

高木臨時委員 確かに産業分類に分けるととき付加価値が中心になっていますよね。それでとれないケースがあるということも事実ですよ。付加価値が産業によって確かに商業みたいな場合と製造業みたいな場合とサービス業みたいな場合と違うわけですよ。余り根拠はないんですが、唯一従業者をサポートすれば、生産から原材料費を引いたのが付加価値ですから、その付加価値の構成部分というのは雇用者報酬と言われる労働所得のところと営業余剰のところと大きく二分されるわけですよ。だとすれば、雇用者報酬のところを従業者で代理したというように、あえてサポートしたらいかがでしょうか。

美添部会長 そこまでは私はいいと思うんですが、それを実際にどのようにして調査票に載せるかという点が技術的な問題で、今回の調査事項の4の(1)(2)(3)です。(1)は明らかで、客体は大分類を知らなくても、ここに基本的に大分類に対応するリストが載っているわけです。今回これを新たに記入させるという工夫を踏まえて、資料2 - 8で案1、2、3を記しています。案1が当初提案で、案2は事業所・企業に沿った案、案3は、私はこれが素直な案だと思いますが、試験調査で確認されていない案ということになります。

先ほどの産業分類の格付け基準から言うと、大分類は付加価値、すなわち変数としての従業者数で選ぶ。その中で(3)販売額・収入額で中分類以下を分類する。これが素直な書き方であり、なおかつ、4の(1)とも対応できる方法だと思うんですが、高見課長の心配は、試験調査では案3がないということと、試験調査で(1)と(2)に不一致があったということです。これについて意見を伺いたい。

総務省(高見課長) 一つ補足させてください。1次試験調査でどういう聞き方をしたかという、実は案3と案2の中間のようになっていて、(2)の記述の括弧内が「上記(1)でマークした事業のうち過去1年間の収入額または販売額の最も多い事業について書いてください」となっていた。実は「(1)でマークした事業のうち」という注釈を入れたにもかかわらず、(1)でマークされた大分類と違う内容が(2)に書かれていたケースがあったと。

美添部会長 それが多数パーセントあったということですね。ということは、自社でやっている事業の名称がわからなかったということですね。

総務省（高見課長） そうということです。

美添部会長 それは、「 」をつけるべきところが抜けていたのが明らかになるため、かえっていい設計ではないかと私は思います。

総務省（高見課長） ですから、逆に、(2)の欄に書かれているのに(1)から漏れていたら、そこは後で集計上追加すればいいのですが、逆に、記入者は(1)に先に「 」を書くと思いますので、その中から選べといったときに(2)が本当に正しく書かれるかという心配があるということです。

美添部会長 そうすると、原案の1に戻りますね。

総務省（高見課長） 1か2に戻るということになります。

美添部会長 私は2の選択は避けるべきではないかと思えます。少なくとも新しい産業分類で付加価値を明確にしたわけですから、これは部会としても最後の手段以外には考えられないと思います。

時間の配分がうまくいってありませんで、資料2 - 2であと2つ残っているのですが、次回送りでよろしいですか。

では、吉田さんから資料2 - 2の最後の2つの論点について御紹介ください。

吉田企画官 問題は、前回の部会での質問の中にありましたけれども、サービス業について基本的な統計が重要だという指摘がなされている中で、サービス業関連統計については経済センサスを実施することによって悪影響を受けないかということを確認すべきではないかということが指摘されました。資料2 - 2に情報をこういう形で特段大きな影響はありませんというお答えを整理させていただいております。

センサスを実施することにつきましては、先ほど来「経済センサスの枠組みについて」を紹介させていただきましたけれども、その中でサービス業基本調査というのを5年ごとに実施しておりまして、平成21年が次回の実施年になるということですが、平成21年には実施しないで、総合調査で把握しておりました経理項目については平成23年の調査で実施しようという整理をされたということでございます。これでサービス業基本調査については、前回調査からの間隔が7年と空くわけですけれども、この枠組みの検討過程におきまして、調査実施者の方から特段の問題はないという判断がされたということ。それに加えて、平成20年7月から毎月サービス分野の約4万事業所を対象としたサービス産業動向調査というのが開始されます。それから、平成21年のサービス業基本調査実施によりまして得られる情報に比べますと、今回実施します平成21年経済センサスによって得られる精度の高い母集団情報に基づいて実施する平成23年の活動調査によって、事業所・企業の捕捉が高くて、なおかつ市区町村別の事業所・企業に係る経理情報も得られるということから、得られるものの方が大きいという判断をしたということでございます。したがって、経済センサスの実施によって大きな影響はないと考えてございます。

なお、このサービス業基本調査につきましては、今回諮問が現行統計法に基づくものであるということで諮問はしておりませんけれども、平成23年の調査計画の内容が固まりました段階で、統計委員会に諮問いたしますので、そのときに内容は審議されるということになるかと思えます。

美添部会長 ありがとうございます。最後の項目を説明されてしまいましたが、この2つについては次回に確認させていただきたいと思います。

本日の議論の取りまとめを丁寧にする時間ありませんので、議論のそれぞれについてコメントしてきたことで代えさせていただきます。

次回は、今回残りしました論点メモ2の3の残り、それから、2の(4)(5)、3の3つを議論していただき、時間が許せば答申の骨子案まで進みたいと思います。

今後の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

内閣府 その前に一点よろしいですか。先ほど付加価値に関して、佐々木委員から実例としてやや衝撃的なのと言ったらあれですけども、相当大的な話かなという印象を持ったんですが、確かに難しいなという議論が従業員の話とか、いずれにせよ実態とは少しずれるような現象というのは、どちらをとっても難しいなという感じは先ほどのお話を聞いて持ったものですから、今度検証されるということであれば、そういうものも重視してはどうかと印象として思いましたが、いかがでしょうか。

美添部会長 検証というのは、どこが検証するんですか。

内閣府 今度、1次試験のところでございますか。

美添部会長 それはこの調査ではやりようがなくて、やるとしたら例えば、経産省のやっている企業活動基本調査のように、部門別の従業者数を使って、部門ごとの付加価値額の推計という作業をやってみないと結論は出ないと思います。

塩路専門委員 最後のポイントは先ほどの議論は終わりなんですか。

美添部会長 次回に再度整理をした上で進めたいと思います。

吉田企画官 次回は、6月26日の10時からということで、今日と同じ総務省の第2庁舎、6階の特別会議室で開催をいたします。

日程で当初、予備日に入れておりました7月25日でございますけれども、今日の議論等を見ますと使わなくてはならないような状況にあるのかなということで、前回4回で終わればいいねという話をしましたけれども、どうも難しいようですので、できるだけ日程等を入れないようお願いしたいと思います。すみません、よろしくお願いいたします。

美添部会長 本日は以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。